平成２１年（フ）第２９９号
滋賀県湖南市石部西３丁目５番３―102号、開始決定時の住所滋賀県湖南市岡出１丁目１番26号
破産者　奥田　徳次
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２１８３号
京都市山科区西野楳本町94番地の６
破産者　鳴川　秀雄
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２２号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字藤井畑67番地の２
破産者　篠原　富男
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
奈良市三条栄町11番15号
破産者　中森　　統
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第２８７号
長崎県諫早市永昌町11番30―502号、前住所長崎県諫早市幸町16番６号
破産者　大石　嘉代
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
熊本市八分字町2915番地　サンハイツ205
破産者　中塚　貴博
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４９７号
熊本市梶尾町1316番地４
破産者　水上ちあき
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０７４号
熊本市清水岩倉１丁目23番３号
破産者　木村美知代
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９７号
大分県宇佐市大字江須賀1222番地の31、開始決定時の住所大分県宇佐市大字辛島44番地の１
破産者　本田　幸宏
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第２７８号
奈良県橿原市地黄町35番地の10、開始決定時の住所奈良県橿原市十市町815番地の５
破産者　佐古　久信
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８５９号
東京都府中市西府町３丁目17番地の４Ｍ242―310
破産者　廣瀬榮一郎
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２３７４号
愛知県一宮市多加木４丁目31番11号
破産者　有限会社蓮井技工
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２８２４号
愛知県豊明市栄町大脇７番地
破産者　ワールド笹徳株式会社
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９１５号
名古屋市中川区江松４丁目808番地
破産者　株式会社飼沼工務店
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７９３９号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番14号
破産者　株式会社ユキカンパニー船場
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第４１０号
函館市上野町33番３号、開始決定時の住所函館市上湯川町44番23号
破産者　庵原　真利
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２３１号
横浜市中区若葉町２丁目33番地
破産者　株式会社湘南地所
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３２号
横浜市中区若葉町２丁目33番地
破産者　株式会社湘南管理
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６４号
長崎県諫早市福田町2551番地１
破産者　株式会社高柳建設
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２０年（フ）第２３２号
沖縄県中頭郡読谷村字宇座343番地
破産者　山内　光雄
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部